

介護職員として 再就職する方を 応援します！



介護人材再就職準備資金貸付制度の内容

千葉県内で介護職員として再就職する場合
準備金をお貸しします。



貸付
条件

- 貸付限度額…**40**万円以内
- 貸付回数…**1人につき1回**
- 貸付利子…**無利子**

貸付
対象者

- 1 千葉県内に在住の方
- 2 介護職員として実務経験を1年以上有する方
- 3 いずれかの資格を有する方(介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者)
- 4 介護施設に介護職員として再就職が決定(内定)した方
- 5 直近の離職日から再就職までの間に、
離職介護福祉士等届出制度へ届出した方



返済免除
の要件

再就職の日から2年間
千葉県内の介護施設・事業所に
介護職員として従事(勤務)した場合

→ **貸付金の全額が
返還免除されます。**

貸付
対象となる
経費

情報収集や講習会参加経費、参考図書購入費用、再就職時に必要な靴・鞆・被服費用、
転居を伴う際の敷金・礼金、通勤用の自転車等購入費用、子どもの預け先を探す際の
活動費用 など…

※申請時に申請書とともに「**再就職準備金利用計画書の提出**」が必要です。

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 申請手続きの流れ



申請者



1 離職後人材センターへ登録 右のQRコードからも登録できます 



2 事業所又は施設へ介護職員として再就職内定(決定)



3 千葉県社会福祉協議会福祉資金部に所定の申請書類を提出

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①貸付申請書(様式第23号) | ⑤資格証明書等の写し |
| ②顔写真付きの身分証明書の写し | ⑥実務経験証明書 |
| ③誓約書(県外に住所のある方) | ⑦住民票(申請者と連帯保証人分) |
| ④再就職準備金利用計画書 | ⑧所得証明書(連帯保証人分)の写し |
| | ⑨雇用契約書など雇用関係が確認できるもの |



4 貸付審査を実施

決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を送付します。



5 借用証書等提出

借用証書の作成にあたっては申請者、連帯保証人それぞれの自筆署名、捺印が必要です。申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙も必要です。
※貸付決定通知書到着後14日以内に福祉資金部へ提出して下さい。



申請者の口座へ再就職準備金を交付(振込)



6 返還猶予申請書及び介護人材再就職準備金業務従事届の提出

(介護の業務に従事し返還猶予申請) [返還猶予申請書は決定時のみ]



7 返還免除申請書の提出

介護職員として2年間引き続き従事後に申請



お問合せ先

■本資金に関するお問合せは
千葉県社会福祉協議会 福祉資金部 TEL043-244-2945

■介護福祉士登録に関するお問合せは
千葉県福祉人材センター TEL043-222-1294